



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 9 2 号

令和元年(2019年)12月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術を担当させる機関の廃止について ( " ) 3
● 告 示		○児童福祉法の規定による医療機関の指定につ いて (地域保健課) 3
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課) 1	1	○市道の区域の変更について (道路管理課) 3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について ( " ) 1	1	○道路の供用の開始について ( " ) 4
○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の 所在地の変更について ( " ) 2	2	● 公 告
○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の 廃止について ( " ) 2	2	○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の変更について (都市計画課) 4
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの施術を担当させる者の指定について ( " ) 2	2	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 8
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術者の施術所の名称の変更について ( " ) 3	3	● 消防局公告
		○消防車のサイレンの使用について (消防総務課) 8

## 告 示

### ●金沢市告示第211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
寺町アルプ薬局	金沢市寺町2丁目8番2-1号	令和元年10月6日
かがやき在宅診療所	金沢市窪6丁目257番地1	令和元年11月1日
八日市あおぞら薬局	金沢市八日市4丁目364番地	令和元年11月1日

### ●金沢市告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
寺町アルプ薬局	金沢市寺町2丁目7番13号	令和元年10月5日

#### ●金沢市告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所			事業者		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地		名称	所在地		
		変更前	変更後				
1770103636	プラトリーハセンター三口新町6号店	金沢市三口新町3丁目6番27号	金沢市三口新町3丁目2番23号サンシャイン赤坂店舗1階001号室	株式会社ピーディーエスプラトリー	金沢市三口新町3丁目6番27号	令和元年9月30日	地域密着型通所介護

#### ●金沢市告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1770105094	悠悠泉本町訪問介護ステーション	金沢市泉本町4丁目20番地1	医療法人社団 輪生会	金沢市泉本町4丁目20番地1	令和元年9月30日	訪問介護
1770105094	悠悠泉本町デイサービス	金沢市泉本町4丁目20番地1	医療法人社団 輪生会	金沢市泉本町4丁目20番地1	令和元年9月30日	通所介護

#### ●金沢市告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

施術者	施術所		指定年月日
	名称	所在地	
本明 学	かなざわ柚子の木接骨院	金沢市円光寺2丁目5番31号	令和元年10月17日

## ●金沢市告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定を受けた施術者から施術所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

施術者の氏名	施術所の名称		施術所の所在地	変更年月日
	変 更 後	変 更 前		
川嶋 順	ワイズはりきゅう院 笠舞店	t e t eはりきゅう院 笠舞店	金沢市笠舞本町1丁目2 番6号	平成30年6月7日

## ●金沢市告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
白杵 秀記	訪問鍼灸KE i R O W 金沢東 ステーション	金沢市神宮寺3丁目13番19号 平成ビル2階 2-A	令和元年10月31日

## ●金沢市告示第218号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19第1号の規定により告示します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
幸和快合同会社	金沢市戸水1丁目217 番地	和み訪問看護ステーシ ョン	金沢市戸水1丁目217 番地	令和元年12月1日

## ●金沢市告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年12月23日から令和2年1月6日まで一般の縦覧に供します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

道路の 種 類	路 線 名	区 間	新旧 の別	幅員(m)	延長(m)
一 般 市 道	大 野 2号 大 野 東 線 6号	大 野 町 4 丁 目 リ 73番 1先から 大 野 町 4 丁 目 リ 73番 1先まで	旧	2.3~3.3	17.0
			新	5.0	17.0

●金沢市告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年12月23日から令和2年1月6日まで一般の縦覧に供します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
大 野 2号	大 野 町 4 丁 目 り 73番 1先から	令和元年12月23日
大 野 東 線 6号	大 野 町 4 丁 目 り 73番 1先まで	

公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

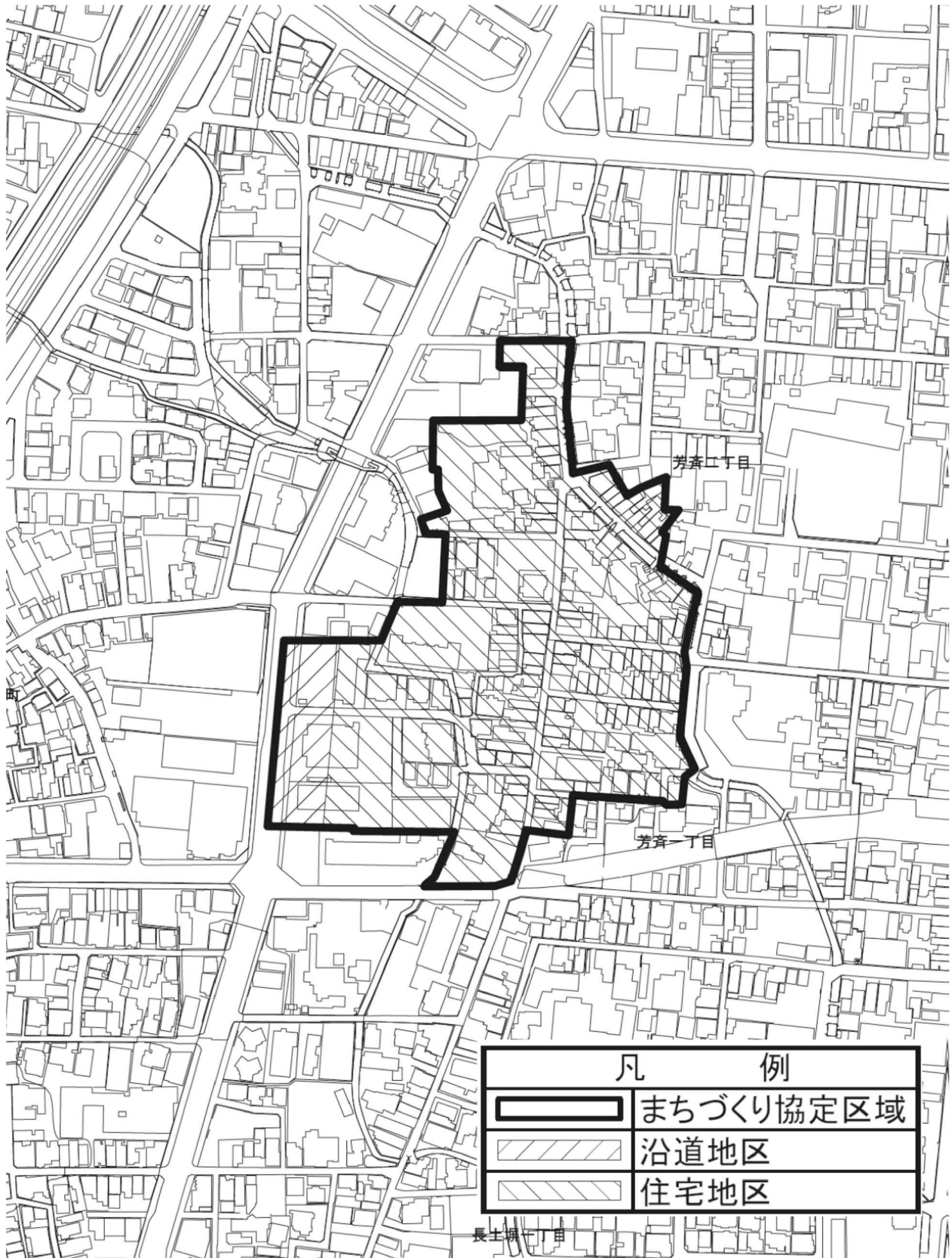
- 1 協定を締結した相手方  
鞍月用水・大野庄用水界限住民等
- 2 協定を変更した年月日  
令和元年12月14日
- 3 協定番号  
22
- 4 協定の名称  
鞍月用水・大野庄用水界限まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号及び同条第6項各号に定める営業の用に供するもの (2) ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。） (4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（既存のもの建替を除く。） (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(1)については、令和元年12月14日（協定変更締結日）に建築物が存する敷地において、変更協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 葬儀場、畜舎及びペット霊園 (3) 倉庫業を営む倉庫、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）、ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 建築基準法別表第2（ハ）項第2号及び

そ の 他 住 み 良 い	建築物等の用途の制限	2号に定める暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定の適用を受ける団体の事務所	(と) 項第3号に掲げる工場 (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物	
			(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第3号及び第5号に定める営業の用に供するもの	(8) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの (9) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの
ま ち づ く り	建築物の高さの最高限度	(略)	(略)	
を 推 進 す る	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物等の外壁の色彩は、原色を避け、低彩度の色を基調とした落ち着いた色調とする。	(広告物等) 屋外広告物等は、自己の用に供するもので、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。	
		2 建築物の屋根の色彩は、黒、グレー、茶、濃緑又は濃紺等落ち着いた色調とする。	(1) 屋上及び屋根面に設置しない。	
		3 鞍月用水又は大野庄用水に面する建築物の屋根は勾配屋根とし、その材質は日本瓦葺き、金属板葺き等を基調とし、外壁は落ち着いた都市景観上支障がないものとする。		
		4 屋外広告物等は、自己用とし、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。		
		(1) 屋上及び塔屋階に、設置しないもの。		
		(2) 突出広告物にあっては、地盤面からの最高高さが20m以下で、壁面からの突出幅が1.0m以内のもの。		
		(3) 点滅灯、回転灯及びネオンサインを、使用しないもの。		
		(4) 可変表示装置を設置しないもの。		
		(5) 屋外広告物の表示面積の合計は、10㎡以下とする。	(2) 突出広告物にあっては、壁面からの突出幅が1.0m以内	(2) 屋外広告物の表示面積の合計は、3㎡以下とする。
		(5) 屋外広告物の表示面積の合計は、3㎡以下とする。		

た め に 必 要 な 事 項			のもの (3) 屋外広告物の表示面積の合計は、10㎡以下とする。
	垣又はさくの構造の制限	(略)	(略)
	土地利用等の制限	—	住宅地区内で、新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に町会と協議しなければならない。ただし、一戸建ての住宅とする場合はこの限りでない。
	その他の事項	1 店先や建物周りに植栽を設けたり、窓辺やベランダなどに花や緑を飾るなど、近隣の公園や用水へと続く、緑のネットワークを形成する。 2 地域住民は、ゴミゼロを目指して定期的に用水及び道路等の公共空間の清掃に取り組む。 3 屋外機器等は街並みを考慮し目隠し等、建築デザインの中に組み込む。 4 自動販売機を設置する場合は、周辺の街並み景観の調和を図る。 5 アダルトビデオ、アダルト雑誌等の自動販売機を設置してはならない。 6 冬期間の道路除雪については、住民や事業者の協力のもと、地域が主体となって取り組む。 7 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。 8 長屋、共同住宅を建築する場合は、敷地内に戸数に応じた駐車場を確保する。 9 空き地、空き家等の所有者又は管理者は、防火、廃棄物の管理、防犯等地域の安全措置に関する事項を町会と協議し、さらに、地域の都市環境の向上を図るため、敷地内の緑化を配慮し、景観等の保全に努める。	1 物販店舗では、ペットなど動物を販売しない。 2 店先や建物周りに植栽を設けたり、窓辺やベランダなどに花や緑を飾るなど、近隣の公園や用水へと続く、緑のネットワークを形成する。 3 地域住民は、ゴミゼロを目指して定期的に用水及び道路等の公共空間の清掃に取り組む。 4 自動販売機を設置する場合は、周辺の街並み景観の調和を図る。 5 アダルトビデオ、アダルト雑誌等の自動販売機を設置してはならない。 6 冬期間の道路除雪については、住民や事業者の協力のもと、地域が主体となって取り組む。 7 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。 8 住宅地区内で長屋又は共同住宅を建築する場合は、敷地内に戸数分の駐車場を確保する。ただし、路上駐車防止については、敷地内に駐車場を確保した場合と同等以上の効力があると町会が認める措置を講ずる場合は、この限りでない。 9 空き地、空き家等の所有者又は管理者は、防火、廃棄物の管理、防犯等地域の安全措置に関する事項を町会と協議し、さらに、地域の都市環境の向上を図るため、敷地内の緑化を配慮し、景観等の保全に努める。

鞍月用水・大野庄用水界限まちづくり協定区域図



次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和元年12月23日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市泉本町1丁目153番1から153番5まで及び154番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市泉本町2丁目145番地3 株式会社山一不動産 代表取締役 山村 奉正	道路 金沢市泉本町1丁目153番4及び154番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市百坂町ハ5番1及び5番3から5番6まで	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 山岸 宏	道路 金沢市百坂町ハ5番1

消 防 局 公 告

金沢市消防出初式を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和元年12月23日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 彦三町交差点～武蔵交差点～上堤町交差点

日 時 令和2年1月5日（日） 午前9時から午前11時まで

令和元年(2019年)12月23日 印刷  
令和元年(2019年)12月23日 発行  
定価 120円

発行人 発行所 印刷所  
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市 役 所  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄